

声 明

2007年4月25日

鹿児島「中国残留日本人孤児」訴訟原告団

本日、広島地裁は、原告の切なる願いをふみにじって、国家賠償をみとめない請求棄却の判決を言い渡しました。今日の判決もまた、これまでの大坂、東京、徳島、名古屋の各地裁判決にひきつづいて、「孤児」の訴えを否定し、国の早期帰国支援義務違反、自立支援義務違反も認めない判決でした。

「残留孤児」の早期帰国を支援することを怠り、「祖国」での生活の自立を支援することを怠った、いわば国の二重の「棄民」政策が問われているこの「中国残留日本人孤児訴訟」では、司法がこの問題に対して明確な違法判断を出すことが求められていました。にもかかわらず、原告の切なる願いはまたも届きませんでした。裁判所に人権と人間性を尊重する心、正義の心は残っていないのでしょうか？

夏には、政府の「孤児」支援策が示されることになっています。「中国残留日本人孤児」問題の全面的な解決にむけて、政府にわたしたちの「思い」を強く伝えていきたいと考えています。